

占領期の幼児・児童に示された道徳教育の視点

浜野 兼一

Hamano Kenichi

キーワード：道徳教育、歴史、保育内容

はじめに

本稿は道徳教育に関する史的研究の一環として、『国民学校公民教師用書』（昭和21年）、『学習指導要領一般編（試案）』（昭和22年）、『保育要領（試案）』（昭和23年）に示された内容の分析を通して、占領期の幼児・児童に示された道徳教育の視点を明らかにしようとするものである。

道徳教育に関する先行研究を概観してみると、これまでは、第一に成立過程や制度史的側面という観点、第二に教科教育と関わりという観点、第三に授業開発への取り組みという観点、第四に教育現場の道徳観やその教育的役割の考察という観点から主として研究がなされている。

これらの先行研究では、本稿で取り上げる『国民学校公民教師用書』や『学習指導要領一般編（試案）』、『保育要領（試案）』からみた道徳教育についても、一定の研究成果が蓄積されている。しかし、占領期に時期を限定した上で主たるテーマとして『国民学校公民教師用書』、『学習指導要領一般編（試案）』、『保育要領（試案）』の内容を道徳教育の視点の検討という側面からアプローチしている研究は、管見ではほとんどみることができない。

そこで本稿では、先行研究に学びながらも、戦後我が国の道徳教育の特質をとらえ直すために、『国民学校公民教師用書』、『学習指導要領一般編（試案）』、『保育要領（試案）』の内容に焦点をあて、幼児・児童に示された道徳教育の視点や課題などを考察する。

本稿において幼児・児童の道徳を考察の対象とした理由は、幼児・児童の道徳が中学・高校へと発展的に展開する道徳教育の基本になっていると考えられるからである。言い換えれば、学校教育全体における道徳の役割や特質を解明するためには、その最初の段階に位置づけられる幼児・児童の道徳教育の考察が必要になるのである。今回の論考では、特に『国民学校公民

教師用書』、『保育要領（試案）』、『学習指導要領一般編（試案）』を中心に上げ、それ以外の資料や検討課題等については、稿を改めて考察することとしたい。

以上を踏まえて、本稿においては、次の三点について考察する。①『国民学校公民教師用書』における道徳教育の概観と内容の検討、②『保育要領（試案）』にみる徳育的記述の確認、③『保育要領（試案）』と『学習指導要領一般編（試案）』の内容の比較検討からみた保育と小学校教育との接続。

1 『国民学校公民教師用書』における道徳教育

太平洋戦争敗戦後の占領期において、文部省は新しい日本の教育の基本的方向性を示すため、指針となる資料をいくつか発行している。すなわち、昭和20（1945）年9月に発表した「新日本建設の教育方針」を起点として、翌21年の5月には「新教育指針」を発表し、さらに同年の10月に『国民学校公民教師用書』を発行するのである。そして、翌22年2月には全国の地方長官宛てに「新学校制度実施準備の案内」という通達を出すに至り、戦後新教育の出発点に立つための足場を固めていった。

なお、最初の学習指導要領である『学習指導要領一般編（試案）』は、この「新学校制度実施準備の案内」の翌月に発表されている。本節では、これら文部省発行の資料のうち、小学校の道徳教育に関する内容が示されている昭和21年発行の『国民学校公民教師用書』を取り上げ、当時の文部省が小学校の道徳教育やその対象となる小学校児童に対して、どのような認識や展望を示していたのかについて概観する。

ところで、『国民学校公民教師用書』における道徳教育を検討するにあたって留意しなければならないことがある。それは、『国民学校公民教師用書』が占領期に発行されたという点である。これに関連して、GHQ（占領軍総司令部）の存在にも目を向ける必要がある。なぜなら、GHQは占領期における我が国の教育改革に大きな影響を与えたからである。したがって、本節で取り上げる『国民学校公民教師用書』発行までの経緯についても、GHQやその周辺の動きと関連づけながらみていくことになる。

この点を踏まえると、最も注目しなければならないのが、GHQの要請により昭和21年の3月に来日した第一次米国教育使節団ということになる。なぜなら、3月31日に提出された第一次米国教育使節団の報告書が¹、その後の我が国の教育政策に大きな影響を与えたからである。つまり、第一次米国教育使節団の来日、同使節団報告書の内容を受けて、政府は勅令第三七三号²によって教育刷新委員会を設置（昭和21年8月10日）し占領下の教育改革を推進するための審議を行うこととしたのである³。こうした過程を経て、文部省は『国民学校公民教師用書』を発行するのである。

『国民学校公民教師用書』は、その序論にも記されているように、道徳教育をつかさどってきた「これまでの修身教育に代わつて、これからやつてゆかうとする公民科教育を、できるだけはやく始めることを目ざして、その参考に本書をつくつてその教育への指針を供する」⁴ことを目的としたものである。したがって、同書は、それまで行われてきた修身、地理、国史の

見直しを受けて発行されたという点を確認することができる⁵。

以上を踏まえて、同書の内容をたどっていくと、公民教育という視点から小学校におけるその後の道徳教育形成への橋渡しとなるような内容が示されている。

例えば、公民教育を進めるにあたっての指導の方法については、「公民科の教育は、公民としてりつばな性格をみがき、また公民的な良識を養つてゆくことを目指すものであるが、さういふ場合その最も基礎となるのは、日常の生活のし方や、生活の態度を作つてゆくことである。しかしこれらは、ただいろいろいつてきかせたり、知識を与へたりすることだけで、できるものではない。」⁶とした上で、生活指導の必要性に着目している。

また、自治の修練についても言及し、その中で、自治修練の機会が、当番の自治、作業の自治、学級の自治、購買組合、校友会、読書会、校外での青少年の団体生活などに求められるとしている⁷。ここで、同書第二部「国民学校の公民科指導」における「生活指導をする事項」⁸に目を向けてみると、次のような項目が示されている。

表1 公民科教育の一般的項目

項目	備考
1 人と社会	人格（精神と身体）、自律と共同生活
2 家庭生活	家族、食・衣・住・生計・家族制度
3 学校生活	修学、師弟、友達、規律と自治
4 社会生活	連帯性・公德・公益、職業、隣保と地方自治
5 国家生活	国家の発展、人権と民主主義
6 近代政治	近代国家の政治形態、我が国の憲法（国憲と国法）
7 近代経済	経済の発達と経済の秩序・技術、資本主義、世界経済と国民経済
8 社会問題	社会政策、社会改革の思想
9 国際生活	国家と人類社会、国際平和
10 社会理想	人間性、文化（科学・芸術・宗教）、共同生活の理想

（『国民学校公民教師用書』35～36頁の内容に基づいて作成。）

上記の内容を検討してみると、項目1「人と社会」にみえる「自律と共同生活」、項目3「学校生活」にみえる「規律と自治」、項目4「社会生活」にみえる「連帯性」などの涵養は、教科の枠の中だけで施すのは難しいといえるであろう。このことから、同書に示されている公民科指導方法の試案においても、例えば「儀式行事と関係づけて、その心構へを自覚させる」⁹など、その一部で教科外教育活動と明確に関連づけている記述が確認できるのである。

『国民学校公民教師用書』において、例えば自治修練の機会を、当番の自治、作業の自治、学級の自治、校友会、校外での青少年の団体生活などに求めている点や、公民科指導方法の試案にみえる儀式行事との関連づけは、道徳教育の指針だけでなくその後構築されていく小学校

特別活動の目的や内容にも通ずるものになっているといえよう。

こうして、公民科教育が戦後新設された「社会科」の一部として位置づけられ¹⁰、その中で民主主義の理念を兼ね備えた公民育成の道德教育が構想された。その後、占領期における道德教育の在り方が論議されるようになったことから、昭和25年には天野文相が道德教育に関する問題を教育課程審議会に諮問した。翌二十六年には、「道德のための手びき書要綱」が発表されたが、そこでは、道德教育のための教科は特設せず、学校教育全体を通じて道德教育を推進するという基本路線が確認された。

2 『保育要領（試案）』にみる徳育的記述

本節では、『保育要領（試案）』（昭和23年）の内容を分析し、同要領に示されている徳育的視点や記述について考察する。

『保育要領（試案）』は、戦後における「幼児教育の手びき」として昭和23年に発行された。同要領は、文部省による「幼児教育の手びき」であるが、その対象は、幼稚園に限定するものではなく幼児教育全体に向けて示された指針的試案という性格をもっていた¹¹。

では、『保育要領（試案）』において道德的視点はどのように示されているのだろうか。ここでは、道德の芽生えと密接に関わっている「三 幼児の生活指導」に焦点をあてる。次に示すのが、徳育的記述をまとめた表である。

表2 『保育要領（試案）』「三 幼児の生活指導」にみる徳育的記述

項目	記述内容
2 知的発達	
4、子供が自立の習慣を身につけるようにしてやらなければならない。	自分で最後まであとかたづけをすることによって、きちんとすることを学ぶのである。
7、子供に責任を持たせよう。	すべて自分できちんと始末するだけの責任を持たせよう。
3 情緒的発達	
2、ほんとうに必要な場合に必要な同情。	同情心は、人が困っているときか、自分より小さい弱いものに対するときに起きる。いかにすれば自分より低い状態にあるものに対して起る情緒である。自分が非常に困っているときとか、どうしたらいいかわからないようなときには、幼児は周囲の人に同情を求める。しかし、泣けばすぐに手を貸してやるというような安易な同情心はほんとうに必要な

	<p>同情心とはいえない。泣いている子供、困っている子供があったら、泣いている原因、困っている原因をよくつきとめて、心からの同情をもってその困難を克服してやる。そうしてその場合には十分の同情心を示してやらなければならない。同情心は幼児の心に同情心をつちかい育てるものとなるのである。</p>
<p>4 社会的発達について</p> <p>1、子供に接する者の生活態度は絶対に公明であり正直でなければならない。</p>	<p>子供は自分のまわりにいる者の生活態度をそのまま反映する。そして民主的社会生活の基礎はお互の生活と行動が公明であり正直であるところにある。</p> <p>だからこの基礎的な社会的生活の態度を子供に養うには、ただ子供に公明であれ、正直であれと口で言うのみではいけない。</p> <p>親も教師も、自分自身の生活態度において、また子供に対する態度において、絶対にごまかしのない、公明正直な態度を持たなければならない。不公明、不明朗、不正直な生活態度は、子供にもまた不公明、不明朗と不正直とを植えつけるであろう。</p>
<p>9、子供がまちがったことをしているのを直してやるときにはできるだけ、それがあやまった結果であることを子供にわからせるようにしよう。</p>	<p>まちがったことをしたら、その結果悪いことが起るから、私どもは子供の行動を訂正してやらなければならないわけである。だから、せつかく子供の行動を直してやっても、なんのためにそうされるのかが、子供にわからなかったら、私どもの訂正はきき目がいいことになる。</p> <p>そこでこのきき目を最も十分ならしめるためには、子供の行為の結果、悪いことが起ることを子供に十分わからせるように、まちがいの結果をはっきり子供の目の前に示すことがたいせつである。</p>
<p>10、まちがいを直してやるが必要な場合には、できるだけ早く直してやらな</p>	<p>子供がまちがったことをしていたら、できるだけ早くそれを直してやらなければならない</p>

<p>ればならない。</p>	<p>い。まちがいがまちがいのまま固まって、しじゅうまちがいをくり返すという結果になるのを避けることがその第一の理由である。</p> <p>そして第二には、子供のやったこととその結果であるまちがいの訂正との間に時がたってしまうと、その訂正がなんのためになされたのかがわからなくなり、結果と原因との結びつきが子供に十分意識されなくなるからである。</p> <p>訂正の効果を適確にするためには、できる限り早く訂正を加えてやることがたいせつである。</p>
----------------	--

表-2をみると、知的発達の部分については、「自分で最後まであとかたづけをする」「すべて自分できちんと始末する」から、子どもに自立の習慣を身につけさせる、自分の行動に責任を持たせるという視点のもとに主体性をはぐくむという方向性を示している。

情緒的発達については、同情心をキーワードとして内容を展開している。ここでは、「泣けばすぐに手を貸してやるというような安易な同情心はほんとうに必要な同情心とはいえない」として、安易な対応の問題点を指摘している。つまり、必要な場合にのみ示した同情心に教育的価値を認めている。

社会的発達については、まず、子どもに接する者の生活態度に触れ、子どものまわりの大人の存在が極めて重要であるということ述べている。ここでは、「正直であれと口で言うのみではいけない」「絶対にごまかしのない、公明正直な態度を持たなければならない」として言葉、行動、態度が子どもに与える影響に注意を喚起している。次に、子どもが「まちがったこと」をした場合について、主に大人の関わり方を中心に述べている。

以上から、「幼児の生活指導」においては、基本的な生活習慣、思いやりの心、模範とすべき大人の存在、善悪の判断などが、記述から読み取れる徳育的要素となる。

3. 保育から小学校教育への接続について

(1) 占領期における就学前教育

『保育要領（試案）』においては、具体的な項目や内容には言及していないが¹²、保育から小学校教育への接続の必要性について、「小学校とあらかじめよく連絡をとることも、また欠くことのできないことである。特に低学年の先生と密接な連絡をとることが必要である」としている。

この内容について当該箇所の見解を整理してみると、幼稚園や保育所の幼児たちに一定水準の保育を施した上で得られる教育の効果に期待を寄せている点が浮かび上がる。すなわち、

小学校に入学するにあたっては就学前の保育が土台になっている必要があるのである。

このことは、戦後教育改革の中で、学校教育法に基づいて幼稚園が学校の一種として位置づけられたことと無関係ではない。つまり、満六才から十五才までの義務教育に接続し、幼稚園が司る学校教育の基盤としての幼児教育の役割が明確になったのである。これとともに、その後拡大していく保育所も、就学前の保育を司る児童福祉施設の一つとしてその役割に大きな期待が寄せられることとなった。

こうした就学前の教育や保育をめぐる様々な動きの背景にあるものを考えてみると、次のように整理できるであろう。

- ①敗戦後の占領期における民主化という国家の変革の中で、小学校入学前の乳幼児期の子どもに対するしつけや教育の必要性を国民が理解した。
- ②小学校以降の学校生活に適應するためには、就学前の段階で子どもを集団生活にまづもって適應しなければならないという親・保護者の意識の高まりがあった。
- ③戦後復興の中で子どもの成長発達や養育に関心をもてる精神的余裕が徐々に形成されていった。

なお、『保育要領（試案）』では、我が国における幼児教育が目指すべき方向について、子どもを中心とした考え方を出発点に据えた上で『学習指導要領一般編（試案）』の教育目標に触れている。その内容を次に示す。

幼稚園は、学校生活・集団生活に幼児を適應させるように導いてその成長発達に大きな影響を及ぼすものであると同時に、幼児期に適切な、それ独自の意義と使命を持った教育施設として必要であることを見のがしてはならない。学校教育法第七十七条に「幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」とある趣旨をよく体して、第七十八条に示してある諸目標の達成につとめなければならない。また「学習指導要領一般編」の第一章「教育の一般目標」にあげてある諸目標が、同時に幼稚園にもあてはめられる。教育基本法に掲げてある教育の理想や、学校教育法に示してある幼稚園の目的や、その教育の目標や、教育の一般目標など、こうした社会の要求をはっきりわきまえ、その実現につとめなければならないと同時に、この目標に向かっていく場合、あくまでも、その出発点となるのは子供の興味や要求であり、その通路となるのは子供の現実の生活であることを忘れてはならない。幼児の心身の生長発達に即して、幼児自身の中にあるいろいろのよき芽ばえが自然に伸びていくのでなければならない。

(2)『保育要領（試案）』と『学習指導要領一般編（試案）』からみた小学校教育への接続

では、保育から小学校教育への接続については、どのような状況になっているのだろうか。社会性の涵養という視点から『保育要領（試案）』と『学習指導要領一般編（試案）』の記述

内容を比較したものを表3に示す。

表3 社会性の涵養からみた小学校教育との接続

『保育要領（試案）』 社会的発達について	『学習指導要領一般編（試案）』 社会生活については
<p>1、子供に接する者の生活態度は絶対に公明であり正直でなければならない。</p> <p>子供は自分のまわりにいる者の生活態度をそのまま反映する。そして民主的社会生活の基礎はお互の生活と行動が公明であり正直であるところにある。</p> <p>だからこの基礎的な社会的生活の態度を子供に養うには、ただ子供に公明であれ、正直であれと口で言うのみではいけない。</p> <p>親も教師も、自分自身の生活態度において、また子供に対する態度において、絶対にごまかしのない、公明正直な態度を持たなければならない。不公明、不明朗、不正直な生活態度は、子供にもまた不公明、不明朗と不正直を植えつけるであろう。</p>	<p>1. 広く人類を愛し、他人の自由を尊び、人格を重んずるとともに、他人をゆるしその意見を尊重する態度を持つようになること。</p> <p>2. 人間はみな社会の一員として社会生活を営んでいることを理解し、社会のなりたちと理想とをわきまえるようになること。</p> <p>3. 社会生活を発展させる根底となる責任感を強くし、何事についても、まず生活をともにする人々のことを考え、力を合わせてともに働き、またともに楽しむ態度を持つようになること。</p> <p>4. 礼儀は社会生活の基礎であることを自覚し、これを重んじみずから実行するようになること。</p> <p>5. 社会正義とはどんなことであるかを理解し、これについて敏感になるとともに、そのために努力するようになること。</p> <p>6. 政治とはどんなことであるか、いかにあるべきかを理解し、ことにその根本を示す新憲法の精神を理解するようになること。</p> <p>7. 社会進歩の基になる伝統がどんなものであるかを知り、これを尊び、その保持につとめる一方、進んで国家社会の進展につくすようになること。</p> <p>8. 法律を尊びこれをどこまでも守って行くようになること。</p>

	<p>9. 広く世界の歴史、地理、科学、芸術、道徳、宗教などの文化についてその特性を理解し、世界とともに平和をきずき、国際的に協調して行く精神を身につけること。</p>
--	--

表3をみると、『保育要領(試案)』に示された「社会的発達」の視点が、『学習指導要領一般編(試案)』の内容の1～5におおむね呼応している。すなわち、「民主的社会生活の基礎(『保育要領(試案)』)」や「基礎的な社会的生活の態度(『保育要領(試案)』)」の形成が、「社会のなりたちと理想とをわきまえ(『学習指導要領一般編(試案)』)」 「社会生活を発展させる根底となる責任感を強くし(『学習指導要領一般編(試案)』)」 「社会正義とはどんなことであるかを理解(『学習指導要領一般編(試案)』)」 などへの展開がみられるのである。なお、『学習指導要領一般編(試案)』の6～9の内容は、初等義務教育として盛り込まれるべきポイントと言える。

おわりに

以上本稿では、『国民学校公民教師用書』(昭和21年)、『学習指導要領一般編(試案)』(昭和22年)、『保育要領(試案)』(昭和23年)に示された内容の分析を通して、占領期の幼児・児童に示された道徳教育の方向性や取り組みの視点を考察してきた。

第1節では、『国民学校公民教師用書』の内容の検討を中心に占領期における道徳教育への見解を概観した。この結果、教育行政が志向した公民育成のための道徳教育の基本路線を見出すことができた。次に第2節においては、『保育要領(試案)』に示されている徳育的視点や記述について検討した。これにより、幼児期の子どもに対して何を育もうとしていたのかが確認できた。さらに第3節では、保育から小学校教育への接続について考察した。これにより、占領期における就学前教育にみられた就学前教育や保育の状況、保育から小学校教育への接続の一端が明らかとなった。

以上の検討を踏まえて、占領期の幼児・児童に示された道徳教育の意義と課題を述べる。

まず、『国民学校公民教師用書』は、新しい時代を担う公民育成に資する道徳教育を模索しているという点に意義を見出せる。また、『保育要領(試案)』や『学習指導要領一般編(試案)』に示されている徳育的視点は、教育基本法を基盤としたその後における道徳教育の全体目標や基本的枠組みの形成につながっていくという点で注目すべきであろう。その一方で、『保育要領(試案)』や『学習指導要領一般編(試案)』の中に徳性の涵養や道徳教育に関わる直接的記述が少ないという状況もみられた。こうした問題は、敗戦直後からみられた社会モラルの低下という事象に道徳教育がどのように影響したのか、という点と関連づけて検討すべきテーマになる。

今後の研究課題としては、まず、本稿で取り上げた『国民学校公民教師用書』、『学習指導要領一般編(試案)』、『保育要領(試案)』以外の事項を検証する必要がある。また、本稿で考察することができなかった占領期以後における道徳教育や各教科、特別活動等における道徳教育

についても検討しなければならない。なお、これらは、戦後我が国における道徳教育の政策や教育現場の実態などをめぐる動向の中で考察したい。

- 1 第一次米国使節団報告書においては、官僚統制の排除や六・三制など、教育の民主化へ向けた施策の必要性が勧告された。
- 2 佐藤秀夫・寺崎昌男・橋口菊『教育刷新委員会／教育刷新審議会 会議録』（第13巻 平成10年10月 5頁）によると、勅令第三七三号に先だって、昭和21年の5月には教育刷新委員会 官制案一「文部大臣ノ監督」案、同官制案二「内閣総理大臣の管理」案を出している。
- 3 「教育刷新委員会管制」の第一条には、「教育刷新委員会は、内閣総理大臣の所轄とし、教育に関する重要事項の調査審議を行ふ。」と記されている。
- 4 文部省『国民学校教師用書』昭和21年10月 1頁。序論の冒頭には「さきに通牒があつたやうに、これまでつかつてきた修身・地理・国史の教科書は、その内容が全体として適当でないとみとめられたため、その授業は一時停止されることとなつた。」という内容が示されている。
- 5 『国民学校公民教師用書』の序論は、教科教育と密接に関連しているが、戦前の修身教育を通して行われた児童への道徳性の涵養などは、運動会や修学旅行など教科以外の領域からの取り組みもみられたのも周知の事実である。
- 6 前掲『国民学校教師用書』12頁。
- 7 『同前書』13頁。
- 8 『同前書』36頁。ここで示している公民科教育の項目の内容が知識的であると指摘しながらも、生活指導は知識を目指すのではなく、行動そのものの形をつくり公民的な性格や公民的良識を養う基礎をつくるのが目的であるとしている。
- 9 『同前書』68頁。この記述は、初等六年の指導の試案で示されているものである。
- 10 久保義三『占領と神話教育』42頁。
- 11 『保育要領』の「まえがき」には、次のような内容が示されている。「幼稚園以外にも、社会政策的な見地から幼児を保護し、勤労家庭の手助けをするための保育所・託児所等をはじめ、いろいろな幼児のための施設がある。これらの施設においても、その預かる幼児に対して教育的な世話が絶対に必要なのである。教育的な配慮や方法をもってなされない保護や収容は、かえって幼児の健全な生長発達を阻害することになることが多い。一般の家庭において母親が幼児を育ててゆく場合も、全く同じことである。できるだけ幼児の特質に応じた適切な方法をもって、子供の養育に当たらなければならない。」
- 12 『保育要領（試案）』では、この点について「この連絡の事項、有効な連絡法をここに述べる余裕がないので、就学前の教育と、就学後の教育とは、ともに一貫した目的と方法とを持たなければならないことを書き添えるにとどめておく」としている。